

● 特別徴収の範囲など（給与所得の場合）

1 特別徴収する範囲

令和5年中に給与所得（俸給、給料、賃金、歳費、賞与等）があり、かつ、令和6年4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては、原則として特別徴収の方法により、市町民税・府民税・森林環境税を徴収することになっております。

2 特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により徴収されることとなる給与所得者に対し、令和6年4月1日現在給与の支払をしているときは、当該給与支払者を、市町税条例の規定によって特別徴収義務者として指定しています。

3 特別徴収義務者及び納税者への税額の通知など

特別徴収の方法により徴収することとなる場合は、毎年、5月31日までに特別徴収義務者に「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」と「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」をあわせてお送りします。

なお、これらの通知書及び関係書類の内容は次のとおりです。

(1) 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

この通知書は、各納税者から徴収し、かつ、納入していただく合計額の通知です。

(2) 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）

この通知書は、納税者に市町民税・府民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するためのものですから、それぞれ本人にお渡しください。

(3) 納入書用紙

この納入書は、徴収された特別徴収税額の納入に用いていただく用紙です。詳細は4頁と5頁及び8頁をご覧ください。

(4) 特別徴収に係る給与所得者異動届出書用紙

この異動届出書は、納税者が退職又は転勤された場合に、その旨届け出ていただくための用紙です。届出の手續などについては4頁をご覧ください。

● 特別徴収税額の納入方法など

1 特別徴収税額の納税者からの徴収

特別徴収していただく税額は、特別徴収税額の個人別明細書に記載されている月割額で、令和6年6月から令和7年5月までの12回に分けて納税者の方に給与を支払われる際、当該月の給与から徴収していただくことになっています。

なお、記載されている月割額は、当該月の給与から徴収していただくものです。

2 特別徴収税額の納入

(1) 納 入 期 限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日まで（その日が日曜日又は祝日のときは翌日、土曜日は翌々日）になっています。（5頁参照）

(2) 納 入 方 法

各納税者から徴収された月割額の合計額を別冊の納入書で納入してください。

納入書には3片とも特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称、税額及び何月分であるかを確認していただき、税額変更等がありましたときは、所定欄に納入金額を記載してください。（記載方法については8頁参照）

なお、税額欄には給与と退職の2つの欄がありますから、必ず給与の欄に記載してください。

地方税共通納税システムによる電子納税については、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。